平成２６年（フ）第８１号
釧路市昭和北２丁目25番８号
破産者　佐藤　文男
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８２号
釧路市昭和北２丁目25番８号
破産者　佐藤　春代
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３８号
北海道釧路郡釧路町北都２丁目２番地13　コーポミヤサカ102号室
破産者　西山　幹夫
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
盛岡市永井22地割３番地46　コーポ都202号、開始決定時の住所盛岡市津志田21地割13番地１　コーポ熊谷５号
破産者　日影　通俊
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０号
福島県須賀川市大桑原字三分市後14番地１
破産者　佐浦　次道
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
茨城県笠間市下郷992番地22
破産者　長谷川　浩
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
茨城県笠間市石井甲32番地１　ケアハウスかさま216号
破産者　吉田　一夫
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８号
茨城県水戸市双葉台２丁目１番地　双葉台センター２号棟406号
破産者　吉田　洋子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
神奈川県南足柄市大雄町1335番地２、破産開始決定時の住所神奈川県南足柄市班目230番地３
破産者　渡辺　裕也
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５０号
神奈川県小田原市扇町１丁目46番15―201号、前住所神奈川県小田原市早川３丁目15番地の12　コーポ武宜201号
破産者　片山　清秀
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９４号
神奈川県平塚市四之宮２丁目３番48―205号　シェムア花島
破産者　清田佳那こと　清田　清美
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
静岡県浜松市中区城北１丁目25番10号　城北タテピア105号、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目８番13号
破産者　鈴木　秀治
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
静岡県磐田市立野2015番地４　マンションリーフⅡ―106、前住所静岡県磐田市豊岡6450番地５
破産者　山本　孝幸
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
静岡県浜松市東区上新屋町125番地　トリビアマンションＣ―303号、前住所静岡県浜松市東区原島町241番地の１の１
破産者　戸田　明次
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１号
静岡県菊川市棚草697番地の１
破産者　水野　啓太
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
京都市山科区音羽役出町25―５、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町小川622番地
破産者　杉岡　正隆
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地62棟503号
破産者　江藤いさ子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
広島市南区宇品御幸４丁目20番15号
破産者　藤本富美枝
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部